

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（仮称） の考え方（素案）の修正について

1. 委員会（7月15日）での意見の要旨

6次産業化や大規模経営など、主体的に経営できる農業者の取組を伸ばすだけでなく、集落営農など地域の実情に応じて、持続的な農業生産を確保するため、農業・農村の活性化をきめ細かに図る必要がある。

2. 委員会での意見を踏まえた修正の考え方

基本理念に掲げる「食に対する県民の多様化する期待にこたえる」ためには、農業者等の意欲の増進を図り、将来にわたって持続的な農業を展開していくことをその前提と考えており、基本理念等には明記していませんでした。

今回の委員会での意見を踏まえ、その旨を追記するとともに、県内の主要な農業経営の方向や、地域の特性や実情に応じて地域主体の取組を支援していく仕組みについての意図が明確になるよう修正します。

3. 主な修正内容

（1）持続的な農業の展開と経営意欲の増進に関する修正

- ① 2の（1）の県の責務に、農業者等の意欲の増進を図る旨を追記します。（1p）
- ② 2の（5）の推進体制の整備に、関係者の連携・協働体制に加え、「農業者等の主体的な取組の助長を図る体制」を追記します。（1p）
- ③ 4の基本理念本文に「将来にわたって農業が持続的に営まれる」ことが重要である旨を追記します。（2p）

（2）主要な農業経営と地域の特性に応じた地域主体の取組促進に関する修正

- ① 4の（1）の基本的施策の①の農産物の安定的な生産及び供給を、水田農業、園芸等産地、畜産業の3項目について、具体的な施策を明記した条項に修正します。（2p）
- ② 5の農業の再生及び農村の活力向上の推進は、新たな価値創出など産業面での取組のみを支援する仕組みとの誤解を招く表現であるため、「地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に向けた支援」と幅広な名称に改め、地域の意欲醸成を図るなど計画の策定段階から支援していく旨を追記します。（5p）

三重県の独自性について（他の道府県の条例との比較面）

1. 地域の特性を生かした農業及び農村の活性化に向けた支援の仕組み（5 pの5）

地域の実情や特性に応じて、地域の考え方を踏まえ、地域自らの活動を育て、伸ばしていく農業政策を展開していくことが重要である。

そこで、市町と連携し、農業者等の意欲の増進を図りつつ、自ら目標や方針を定めた計画づくりを進め、その実行を支援していくことを基本として、例えば、地域の農地やコミュニティーの維持を中心とする取組をはじめ、集落営農する地域、農作物の付加価値向上に取り組む地域、自然を生かした誘客に取り組む地域など、幅広い地域課題の解決に向けた取組を促進する。さらに、柑橘や野菜など作目によってつながる産地や、直売所等を核とした多様な作目を振興する産地など、地域の目指す方向に応じた多様な産地形成の促進を図っていくこととしている。

【計画策定の主体と内容想定例】

- ①営農組合（集落単位、数集落単位、旧村単位、土地改良区 等）
 - ア) 地域の農地保全のための農業者間の相互補完体制の確立
 - イ) 地域ぐるみでの獣害対策の取組による農業生産や生活環境の保全
 - ウ) 直売所や農家レストランを核にした農作物の生産や食品の加工
 - エ) ビオトープづくり、農業体験や体験学習をセットした交流による活力向上
 - オ) 水田の集団化を核とした大規模担い手の育成 等
- ②生産組合（農家組合、地域の作物振興会、JA 作物部会 等）
 - ア) 直売所等を核とした小規模農家による多様な作目を振興する産地の形成
 - イ) 業務用をターゲットとした野菜の新産地形成
 - ウ) 伝統野菜の生産振興とマーケティングの展開 等

2. 「農業及び農村を起点とした新たな価値の創出」（4 pの（4））

（1）「新たな価値の創出に向けた取組の促進」（4 pの（4）①）

県民（消費者）のニーズを踏まえ、地域資源を活用して、安心感、社会貢献への参加、食べる満足感、癒しなどの新たな価値を創出できる県民視点の農業及び農村を目指すため、農商工連携や6次産業化による新商品等の開発など、価値創出につながる農業者等の取組の促進を図ることとしている。

（2）「認証制度等の推進」（4 pの（4）②）

新たな価値創出に向けた農業者等の取組が、効果的に展開され、定着していける環境づくりのため、三重ブランドや安心食材などの認証制度等を進めていくこととしている。

（3）「食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進」（4 pの（4）③～⑤）

県民と農業者等との相互理解の促進を図るため、地域の特性を生かした食育推進活動の促進、農業生産や加工などの現場での体験活動の促進、学校給食等での地元産農産物の利用促進などを行うこととしている。

3. 「野生鳥獣による被害の防止」（3 pの（3）の④）

中山間地域等をはじめとして、農村に大きな被害を与えている鳥獣害への対策を、重要課題と認識し、野生鳥獣の習性等を踏まえつつ推進していくこととしている。